

グループホームたまだいら 運営規程

令和6年4月1日

社会福祉法人マザアス

グループホームたまだいら運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人マザアスが運営するグループホームたまだいら（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護、又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業等」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護従事者が、要介護者、又は要支援2であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護、又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護等」という)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護等の従事者は、要介護、又は要支援2状態であって認知症の状態にあるものについて共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。

- 2 事業等の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 運営推進会議を定期的開催し、健全な事業運営に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホームたまだいら
- 2 所在地 東京都日野市多摩平二丁目13番地の14

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 指定認知症対応型共同生活介護の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（計画作成担当者もしくは介護従事者を兼務する場合あり）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 1名（管理者もしくは介護従事者を兼務する場合あり）
計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
- 3 介護従事者 3名以上
従事者は、介護計画に基づき、事業等を提供する。

(指定認知症対応型共同生活介護等の利用定員)

第5条 事業所の定員は、9名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護等の提供方法)

- 第6条 事業等の内容は、利用者の心身の状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得て、自身を回復するよう配慮する。
- 2 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。
 - 3 当該事業所における年間事業計画については、別途策定する。
 - 4 サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。

(利用料その他の費用の額)

- 第7条 指定認知症対応型共同生活介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額を徴収する。
- 2 前項に定める費用の他、家賃や食事・飲料費、光熱水費、共益費、利用者の選択によりかかるサービスの利用料（実費）を加えた合計額を利用料とする。
 - 3 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者又はその家族の同意を得る。
 - 4 支払いは、原則として口座振替の方法によるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第8条 事業所等は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施。
 - (2) 事業所等は、虐待の防止のため指針を整備する。
 - (3) 事業所等は、サービス提供中に当該事業所等従事者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。
 - (4) 事業所等は、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (5) 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - (6) 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束に関する事項)

- 第9条 事業所等は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

- (4) やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等の記録を行い、当該身体拘束の廃止に努める
- (5) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

(施設利用にあたっての留意事項)

第10条 事業者等は、利用者が共同生活住居を利用する場合は、日常生活上のルールを守り生活するよう、利用者及び家族に対し説明を行う。

(衛生管理等)

第11条 サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所等における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (2) 事業所等において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所等における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(緊急時の対応)

第12条 利用者があらかじめ近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共に、必要に応じその緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

- 2 利用者の身体の状況が急激に変化したことにより、医療機関への連絡を要する場合には、職員は予め指定された医師もしくは医療機関へ連絡し、適宜指示を仰ぐこととする。
- 3 前項に定める医師もしくは医療機関へ連絡し指示を仰ぐ場合における対応は、別途「重度化した場合（看取り）の対応に係る指針」に定めることとする。

(感染症や災害など非常発生時への備え)

第13条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、非常時に備え非常災害用設備を備え、常に有効に保持するよう努める。

2 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

総合訓練	年 1回以上
机上訓練	年 1回以上
初期消火訓練	年 1回以上

- 3 火災や地震等の災害が発生した場合は、利用者の安全第一を優先に迅速適切な対応に努める。
- 4 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらについて研修及び訓練をするものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

第15条 秘密の保持

- 1 職員は個人情報保護法に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

附 則

この規程は、平成 17年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成 22年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成 29年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和 5年 9月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。